

第 7 5 号議案

足立区保健所使用条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区保健所使用条例の一部を改正する条例

足立区保健所使用条例（昭和 5 0 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に、「平成 6 年厚生省告示第 5 4 号」を「平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号」に、「健康保険算定方法」を「診療報酬算定方法」に改め、同条第 2 項中「健康保険算定方法」を「診療報酬算定方法」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

健康保険算定方法の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。